

産業医面談活用のために 今すぐしておきたい整備と策定

株式会社ドクタートラスト

保健師 小阿瀬有紀

働き方改革関連法

産業医・産業保健機能の強化（2019年4月1日施行）

産業医の活動環境の整備、労働者の健康管理等に必要な情報を産業医へ提供

POINT



健康相談の体制を整える、健康情報を適正に取り扱う



1. 産業医が訪問時に行っていることを周知する
2. 面談に適切に対応するため体制を整える
3. 労働者の心身の状態に関する情報を適切に取り扱う

1. 産業医が訪問時に行っていることを周知する



産業医 ○○先生

訪問日時

第△ △曜日
○○時から○○時

訪問時のスケジュール

○時～○時 職場巡視
○時～○時 衛生委員会
○時～○時 面談

担当窓口

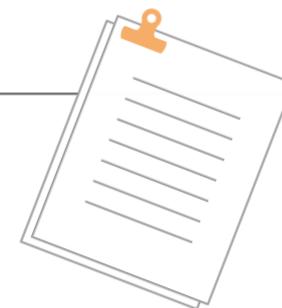
面談等ご希望の方は
XXXX@xxx.co.jp
(○○部○○) まで

健康情報の取り扱い方法について明記しておきましょう

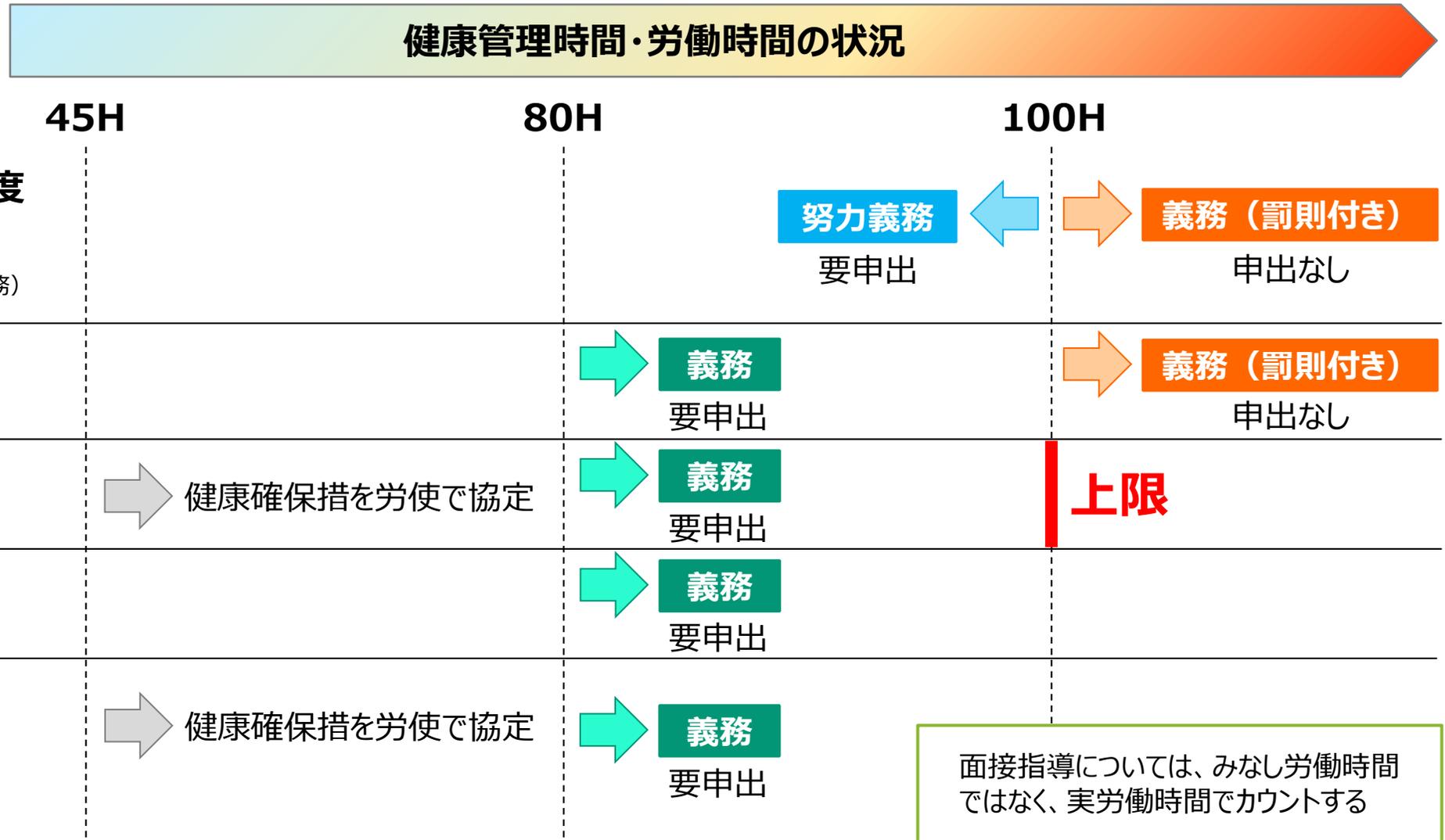
2. 適切な産業医面談ができるよう体制を整えておくこと

優先度 高

	労働安全衛生法66条		就業規則により制定		希望者
	過重労働	高ストレス者面談	復職・メンタル	健診事後措置	健康相談
時間枠	15分	15分	15~30分	15分	15~30分
準備書類	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 勤怠の確認できるもの ☆ 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ ストレスチェックの結果 ☆ 勤怠の確認できるもの ☆ 健康診断結果 (可能であれば経年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ (復職面談は) 主治医の診断書 ☆ (復職面談は) 生活記録表や診療情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 健康診断結果 (可能であれば経年度分) ☆ 既に受診をされた方は再検査結果 ☆ 内服中の方はお薬手帳など 	
準備書式	<p>意見書ひな形、フリー記録用紙</p> <p>※ 記入後の意見書や記録は5年間保存しましょう</p>				



過重労働面談



高ストレス者面談（希望者のみ）

面接指導の申し出

結果通知から概ね
1か月以内
申し出があった場合
は、
日時調整

面談実施

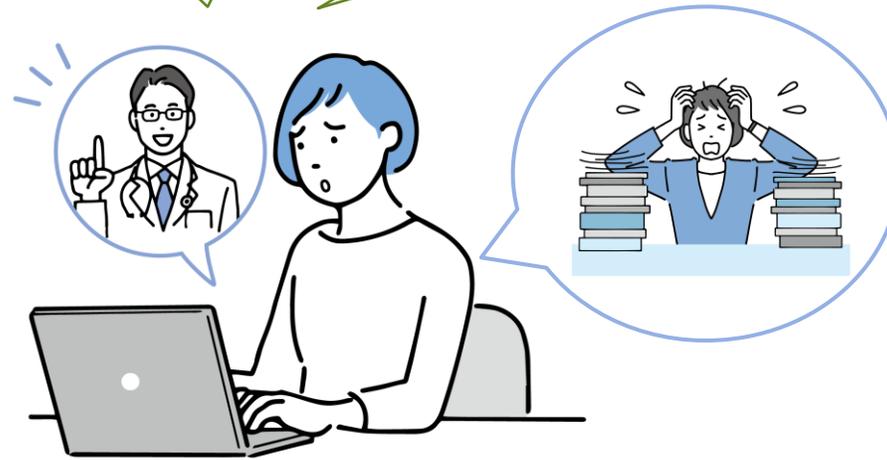
★ストレスチェックの3項目
（仕事のストレス要因、心身のストレス反応、周囲のサポート）
★労働時間や業務内容等
★心理的な負担の状況
★過去の健診結果や
現在の生活状況の確認

★保健指導
（ストレスへの対処技術を指導、労働者がストレスに気づき、予防や対処できるよう支援）
★受診指導
（必要に応じて専門機関を紹介し、受診を促す）

面談実施後

就業上の措置の
有無決定

- ・ 勤務場所の移動
- ・ 労働時間の短縮
- ・ 休職 など



復職面談・復職後フォロー面談

本人の意思



主治医の診断書
(復職可)



必要に応じて・・・
診療情報提供依頼書
復職判定時の
行動記録表



産業医に就業規則の内容を確認して
もらいましたか？

トラブル回避のため、面談前に「就業規則の範囲で可能な配慮」
を確認してもらいましょう！

産業医が労働者の状態を確認

- ☆ 治療状況及び病状の回復状況
- ☆ 業務遂行能力についての評価
- ☆ 復職に対する気持ち
- ☆ 最近の日常生活状況
- ☆ 現在の治療状況
- ☆ 作業に伴う病状悪化のリスク
- ⋮



事業者による
職場復帰の決定



<事業主が行う配慮の一例>

- ・ 短時間勤務
- ・ 軽作業や定型業務への従事
- ・ 残業・深夜業務の禁止
- ・ 出張制限
(顧客との交渉・トラブル処理などの出張、宿泊を伴う出張の制限)
- ・ 交替勤務制限
- ・ 業務制限
(危険作業、運転業務、高所作業、窓口業務、苦情処理業務等の禁止や免除)
- ・ フレックスタイム制度の制限や適用 (ケースにより使い分け)
- ・ 転勤についての配慮

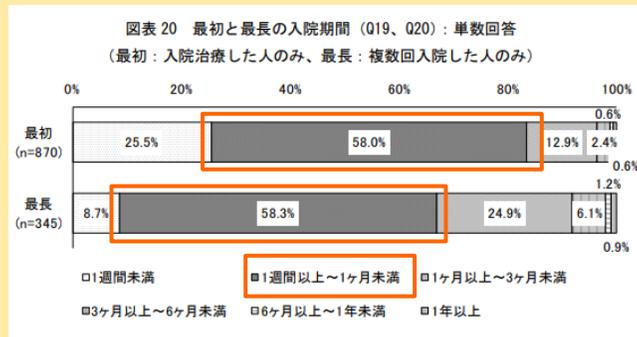
健康診断事後措置面談



産業医に休職・復職規定を確認してもらいましたか？

トラブル回避のため、面談前に休職・復職に関する規定内容を把握しておいてもらいましょう。

疾患によっては長期休暇が必要になることがあります。
例えば、がんの場合



がん治療と仕事の両立に関する研究 (三菱UFリサーチ&コンサルティング)

健康診断結果



作業内容・作業環境

労働者が安全および健康を維持しながら働くために必要な対応を考える



産業医が実施する就業措置の一例

就業が症状や治療に影響する場合

心疾患や貧血のある労働者に対して、過度の負荷がかかる肉体労働を禁止する

事故や災害の予防

糖尿病のコントロールが不良な労働者に対して暑熱作業を禁止する

保健指導受診勧奨

糖尿病の通院治療を中断している労働者に対して残業制限をかける
(規則正しい生活習慣への改善と受診行動の促し)

事業場への注意喚起

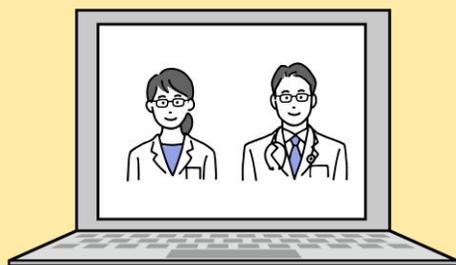
高血圧の管理が不十分な労働者に、事業場内一律で過重労働対策を実施する

オンライン面談

産業医による面接指導は、**原則的に“直接対面”**



**オンラインによる面接指導が認められるようになった
(2020年11月改正)**



労働者の心身の状況の確認や必要な指導が適切に行われるようにするため、一定の事項に留意する必要がある。
(情報通信機器を用いた労働安全衛生法)

▼ 次のページで具体的なポイントを確認しておきましょう！ ▼

オンライン面談のポイント (情報通信機器を用いた労働安全衛生法)

産業医

- ★事業場で選任している産業医である
- ★過去1年以上、事業場の健康管理業務を担当、事業場を巡視している
- ★過去1年以内に、産業医として面接対象者に面接指導を実施した



情報通信機器

- ★映像と音声の送受信が常時安定し、医師と労働者が相互かつ円滑に表情・顔色・声・しぐさを確認できる
- ★情報通信機器の操作が容易で、情報セキュリティが確保されている

実施方法等

- ★オンライン面接指導の実施方法を衛生委員会等で審議し、労働者に周知する
- ★面接指導の内容が第三者に知られないよう、プライバシーに配慮

緊急時にも

対応できる体制の整備

- ★近隣の医師や事業場の産業保健スタッフが対応できるようにしておく

3. 労働者の心身の状態に関する情報を適切に扱う

こんなこと、やっていませんか？

- 診断書を周囲の人に開示する
- 周囲に人がいる状態で電話で疾患に関する話をする
- 労働者の同意をとらずに主治医と面談をする
- 労働者の同意をとらずに産業医が知りえた情報を聞く



これらは、全てやってはいけない内容です！

健康診断結果等の情報は機微な情報です。
管理については、規定に沿い衛生管理者や産業医、保健師など、
就業上の措置を実施する上で必要最小限な範囲にとどめましょう。



保健師 小阿瀬有紀

Dr. TRUST 産業医のことなら
ドクタートラスト

担当保健師のひとこと

企業イメージのひとつとして健康経営に力を入れているかどうかも重要視される時代です。企業イメージ向上は、知名度の拡大、業績の上昇など事業の発展のためにも重要な要因となります。また、優秀な人材の確保にも繋がります。
定期的に訪問していただいている産業医にどのような業務をお願いしていますか？ 事業場内での産業医の認知度はいかがでしょうか？
産業医と企業がそれぞれの役割意識を再認識し、健康経営の推進を協力して進めていきましょう。

衛生委員会資料の動画版が、一部無料でご覧いただけます！

無料動画を見る ▼

<https://vimeo.com/ondemand/2110sangyouimendan>



動画のフルバージョンは有料となります。
詳しくは無料動画の概要欄をご確認ください。



<権利について>

動画についての権利は株式会社ドクタートラストが所持します。
衛生委員会等の活性化を目的とした、社員様への共有等については、ご自由にご利用頂けます。

<ご活用例>

- ・ 社内の衛生委員会等での利用・配布
 - ・ 社内で開催する自社社員健康教育のためのセミナー
 - ・ 社内での情報共有のための、掲示やイントラネット上での閲覧 など
- なお、許可のない再配布・加筆加工は禁止とさせていただきます。

<ご遠慮いただきたいこと>

- ・ インターネット上での不特定多数への再配布や、無断掲載
- ・ 商用利用
- ・ 加筆加工 など